

こんなときはどうなるの？



- Q** 前年に退職し、その後収入がなくても課税されますか？
A 市県民税は、前年の所得に対して1年遅れて課税されるので、退職されるまでの収入に対する市県民税が今年課税され、納付書が送付されます。
- Q** 転出・転入した時はどうなりますか？
A 市県民税は、その年の1月1日現在の住民登録地で課税されます。1月2日以後に刈谷市へ転入した場合は、転入前に住んでいた市区町村での課税となりますので、そちらへお問い合わせください。また、1月2日以後に他の市区町村へ転出した場合には、刈谷市で課税されます。
- Q** 退職後の市県民税はどうやって納付するのですか？
A 特別徴収されていた人が年の途中で退職した場合、特別徴収できなくなった残りの税額は普通徴収の方法で納付していただきます。ただし、次の場合は除きます。
 ・別の会社に就職して、引き続き特別徴収されることを勤務先に申し出た場合
 ・退職した人が、退職手当などから残りの税額を一括して徴収されることを勤務先へ申し出た場合
- Q** 転勤や留学などで長期間海外に滞在する場合はどうなりますか？
A 1月1日現在刈谷市在住の場合は、年の途中で出国してもほかの人と同じように課税となります。納税通知書の送付先（国内）の設定が必要となりますので、お問い合わせください。
- Q** 普通徴収の納税通知書が届きましたが、勤務先での特別徴収に切り替えることができますか？
A 納期を過ぎていない部分については切り替えることができます。勤務先から特別徴収を行う連絡を受けてから切り替えることとなりますので、勤務先の給与担当者にご相談ください。

30年度からココが変わりました

給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

26年度の税制改正で、30年度以降は給与所得控除の上限額が適用される給与収入の額を1,000万円超に、給与所得控除の上限額を220万円にそれぞれ引き下げることとされました。

市県民税適用年度 (所得税適用年)	給与所得控除の上限額が 適用される給与収入の額	給与所得控除の上限額
26～28年度 (25～27年分)	1,500万円超	245万円
29年度 (28年分)	1,200万円超	230万円
30年度以降 (29年分以降)	1,000万円超	220万円

30年度 市県民税のお知らせ

問 税務課 (☎62-1205)

市県民税は、その年の1月1日現在で市内に住んでいる人に対して課税され、税額はその人の前年の所得に応じて計算されます。また、市内に住んでいなくても、市内に事務所・事業所や家屋敷のある人には、均等割が課税されます。なお、県民税は市県民税を納める際に併せて納めていただき、市を経由して県へ納付されます。

税額の計算 ～所得割と均等割～

市県民税には、前年の所得に応じて課税される「所得割」と、対象者に一律に課税される「均等割」の2種類があり、この2つの合計額が市県民税の税額となります。

所得割額

前年の所得と控除に応じて計算されます。
課税総所得金額に税率を乗じ、税額控除を差し引いた金額が所得割額となります。

◆所得割の税率（分離課税を除く）

市民税	県民税
6%	4%

●課税総所得金額…総所得金額から所得控除額を差し引いた金額です（千円未満切捨て）。
 ●税 額 控 除…配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除などがあります。

均等割額

一定の所得（下の「均等割がかからない人」参照）を超えた人に対して、一律に課税されます。

◆均等割の税額

市民税	県民税
3,500円	2,000円

市県民税が課税されない人

所得割も均等割もかからない人

- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- 生活保護法により扶助を受けている人

均等割がかからない人

- 前年の合計所得金額が次の金額（均等割非課税限度額）以下の人

扶養親族がいない場合	32万円（基本額）
扶養親族がいる場合	$32万円 \times (1 + \text{扶養親族数}) + 18.9万円$ （加算額）

所得割がかからない人

- 所得控除の合計額が所得金額の合計額を上回る人
- 前年の総所得金額等が次の金額（所得割非課税限度額）以下の人

扶養親族がいない場合	35万円（基本額）
扶養親族がいる場合	$35万円 \times (1 + \text{扶養親族数}) + 32万円$ （加算額）

納付の方法 ～特別徴収と普通徴収～

市県民税の納付方法には3つの種類があります。

- 給与からの特別徴収** 事業所（勤務先）を通じて給与からの天引きにより納める方法です。税額通知書は、毎年5月中旬ごろに事業所へ送付し、事業所より各個人に配られます。
- 普通徴収** 毎年6月中旬に市役所から各個人に直接送付する納税通知書により、各個人が納める方法です。
- 公的年金からの特別徴収** 4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、納税義務のある個人が、公的年金からの天引きにより納める方法です。